（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請）

第百二十二条　法第四十三条の三の三十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第百十六条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限）

第百二十三条　法第四十三条の三の三十五第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百二十四条　法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十七条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第百二十五条　法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2　法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十六条　法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2　［略］

様式第３（第138条関係）

（表　　面）

［略］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条	［略］
第43条の３の24	［略］
第78条	次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四　第12条第６項（第22条第６項、第37条第６項、第43条の３の24第６項、第43条の20第６項、第50条第６項、第51条の18第６項、第57条第６項又は第64条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 ［四の二～四の四　略］

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請）

第百二十二条　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第百十六条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限）

第百二十三条　法第四十三条の三の三十四第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百二十四条　法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十七条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第百二十五条　法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十六条　法第四十三条の三の三十四第四項の規定により準用される法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2　［同上］

様式第３（第138条関係）

（表　　面）

［同上］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条	［同上］
第43条の３の24	［同上］
第78条	次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四　第12条第６項（第22条第６項、第37条第６項、第43条の３の24第６項、第43条の20第６項、第50条第６項、第51条の18第６項、第56条の３第６項又は第64条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 ［四の二～四の四　同上］